

改定概要

部分的なICT活用工事を適用

【全面的なICT活用工事】

- 施工プロセスの全てにおいてICT施工技術を全面的に活用する工事

※従来の測量方法も可

3次元起工
測量※

・見積徴収

3次元設計データ
作成

・見積徴収

ICT建設機械に
よる施工

・ICT施工費用を計上

3次元出来形管理
等の施工管理

・共通仮設費、現場管理費を補正
(面管理を行った場合のみ)

3次元データの
納品

【部分的なICT活用工事】

- 施工プロセスの各段階において部分的なICTを活用する簡易型ICT活用工事を新たに適用
- ただし、3次元設計データ作成及びICT建設機械による施工は必須とする。
- 3次元出来形管理等の施工管理を行う場合は、3次元データの納品を行う。

3次元起工
測量

3次元設計データ
作成

ICT建設機械に
よる施工

3次元出来形管理
等の施工管理

3次元データの
納品

ICT活用必須項目

土工(関連施工工種)

- ・ ICT法面工(吹付法枠工)を新たに追加

適用日

- ・ 令和4年(2022年)4月1日以降公告を行う工事より適用

部分的なICT活用工事について

建設現場におけるICT活用の更なる普及促進を図るため、施工プロセスの一部でICTを活用する部分的なICT活用工事を、令和4年度から試行。

【全面的なICT活用工事】

○ 施工プロセスの全てにおいてICT施工技術を全面的に活用する工事

ICT活用必須項目

※従来の測量方法も可

3次元
起工測量※

見積り(面計測)

(従来起工測量の場合は従来率)

3次元設計
データ作成

見積り

ICT建設機械に
よる施工

ICT積算

3次元施工管理
(面管理)

共通仮設費、現場管理費を補正
(面管理を行った場合のみ)

3次元データ
納品

成績評価※1

創意工夫で2点

※1 全面的なICTを活用した場合は、北海道請負工事施行成績評価 5 創意工夫「12.出来形又は品質の計測、管理図等に関する工夫」及び「14.ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」の2項目で評価する。

【部分的なICT活用工事】(仮称)

○ 施工プロセスの一部でICTを活用する部分的なICT活用工事(仮称)を新たに試行

○ 部分的なICT活用工事(仮称)では、3次元設計データ作成及びICT建設機械による施工を必須とする。

起工測量

従来率
(面計測をおこなった
場合は見積り)

3次元設計
データ作成

見積り

ICT建設機械に
よる施工

ICT積算

施工管理
(断面管理)

従来率

納品

成績評価※2※3

創意工夫で1点

※2 部分的なICTを活用した場合は、北海道請負工事施行成績評価 5 創意工夫「14.ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」の1項目で評価する。

※3 断面管理は、評価の対象としない。